令和７年度　自己点検・評価報告書

令和８年９月14日

学校法人 日本芸術学園

日本芸術高等学園

大項目	小項目	評価の基準		自己評価
Ⅰ．教育理念・目的・目標	①教育理念、目的及び目標の設定	教育理念等を踏まえ、学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	●教育の特色 ①『好き』を叶えるカリキュラム：演技・音楽・ダンスのエンターテインメント教科が充実している。国語、英語、社会といった一般教養科目も必修として組み込まれている。 ②『両立』を支える芸能実習制度：平日の芸能活動を、所定の手続きを踏めば「実習」として出席扱いにできる。芸能活動と学校生活の両立を実現できる。 ③『未来』を拡げる進路指導：7割以上の生徒が大学や専門学校に進学している。総合型選抜や指定校推薦などを活用した受験に向けてのサポートを行っている。 ●教育理念 「感動の教育」… 感動は人生を開く。感動が行動を起こし、行動が人生を変える。 「品格の教育」… 知識・技術・人格・礼節を兼ね備えた、品格ある人間の育成。 「変革の教育」… 変革（Change）・挑戦（Challenge）・達成（Complete）	3
Ⅱ．教育課程、教育の実施、学修成果	①教育課程の編成と授業科目	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮し授業科目を配置していること。	●教育課程 ・カリキュラムの特色化と適切性 エンターテインメント業界で活躍できる人材として技術を磨くとともに、社会人として必要な基礎力を涵養し、育成を目指している。 ・教育システム全体の工夫と充実 1年次に必修として演技・音楽・ダンス各ジャンルの基礎的能力を身に付け、生徒の習熟度を測りながら、２年次より各生徒が自分の目的に合った時間割を組めるよう、実技科目をすべて選択科目とする等、柔軟に対応。各種学校行事、外部講師による一般教養科目などを取り入れ、社会との関わりに触れる機会も提供している。	3
	②教育の実施	授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基き成績評価を行っていること。	●教育の目標と重点 目標① エンターテインメント業界に要望されるプロフェッショナルの養成 ・実技教科の充実（演技系10教科、音楽系9教科、ダンス系8教科） 目標② 芸術表現・創造を通じて人間理解を深め人格形成を培う 芸術鑑賞及び学校行事の充実 ・新入生部活紹介 ・芸術鑑賞　東宝『ダンス オブ ヴァンパイア』、劇団四季『バック・トゥ・ザ・フューチャー』 ・体験型英語学習（TOKYO GLOBAL GATEWAY）・日芸体育祭・2年生修学旅行（台湾） ・校外学習「東京ディズニーランド」 ・文化発表展、卒業感謝祭の実施 ・卒業校外学習「東京ディズニーシー」 目標③ 目指す社会において自立のために必要な人格と礼節と共に、基礎的な教養や生活力を身につける。 ・現代の国語、国語表現、英語コミュニケーション、英語表現、歴史総合、公共、時事問題、美術、韓国語、一般教養などの座学教科指導 ●教科指導 ・指導計画　年間のシラバスによる教科計画に従って、問題なく進行した。2 学年、3 学年は生徒人数の増加に応じて選択科目の数を増やした。 ・一般教養講座の日を設け、外部講師による授業を実施（著作権、肖像権、確定申告等） ●成績評価 座学教科、実技教科共に平常点（出席率・態度）およびテスト点（当日の試験点）を総合し、成績評価をしている。	2
	③単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当方針に基づき卒業の認定をしていること。	前期と後期に座学試験・実技試験を実施。平常点とテスト点を総合して成績評価を行い。進級・卒業判定を実施。	2
	④学修成果目標の達成状況	卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。	日々の授業・部活動における成果を発揮する場として、文化発表展と卒業感謝祭を開催。ステージを実現するためのプロセスを体験させ、エンターテイナーとしての心構えや協調性を学ぶ機会を提供することができた。	2
		生徒が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	年度初めの個別面談、夏の三者面談等、また日頃の生徒とのコミュニケーションを通じて、卒業後の進路希望をこまめにヒアリングし、情報収集と進路指導を行ってきた。総合型選抜入試におけるエントリーシートや小論文、自己推薦書の個別添削のほか、面接対策など、きめ細かな指導・対応を心がけた。	3

Ⅲ．生徒の受入れ生徒支援	①生徒募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。	募集要項や学校ホームページを通じて入学希望者へ周知した。選考内容としては、実技試験、面接試験及び国語の筆記試験を実施した。担当教員間で事前に評価基準を確認・共有しながら公正性と一貫性を確保し、合否を適切に判定した。合否結果については、速やかに通知した。	2
		②生徒の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。	今年度の入学希望者数は定員を上回ったため、合格者の選定に教員間で評価基準をしっかりと確認しながら公平性を担保して行った。引き続き、受験生徒の技能及び意欲を丁寧に評価していきたい。	2
	②自主的な学習の促進に対する支援	生徒の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取組んでいること。生徒の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	国語・英語・社会・韓国語などの一般教養科目に加え、音楽・ダンス・演劇などの実技系科目が7割以上開講されており、その年のトレンドや生徒の意見を取り入れながら、開講科目を精査している。前期・後期には座学試験と実技試験を実施し、テストの点数のみならず、日々の出席率や授業態度など、生徒の学習成果を多面的に評価している。また、生徒が自主的に学習計画を立てられるようシラバスを作成し、各授業の説明会を設けるなど、自分に合った授業を選択できるよう配慮している。さらに、「芸能実習制度」を設け、芸能に関する実習活動を「芸能実習単位」として認定している。これにより、多くの生徒が学業と芸能活動を両立させ、卒業要件となる単位を取得している。朝や放課後、長期休暇期間には教室を開放し、パフォーマンス練習や制作活動の場として活用している。これにより、学習成果の向上にもつながっている。	3
	③多様な生徒に対する支援	適切な体制を構築し、障がいのある生徒、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な生徒に対する支援を行っていること。	「教育的配慮が必要」と明記された診断書を提出した生徒に対し、合理的配慮を行っている。学校全体での見守りや補習の配慮、授業中の配慮、校外学習の配慮などの支援体制を整備している。補習は教職員への負担が集中しがちであるため、工夫が必要である。海外からの留学生については、リモートにて入学試験を行い、面接は保護者も同伴し、英語科教員が日本語能力の判定を行った。	2
	④学校生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、生徒の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	臨床心理士によるカウンセリングを予約することが可能であるが、利用する生徒が少ないことが課題となっている。生徒のけがや病気への対応については、養護教諭が配置されていないため、教職員が担っている。また、メンタル面についても、日頃から生徒と接する教職員が対応しているため、教職員の負担が大きくなっている。	2
		②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える生徒に対し適切な対応を行っていること。	対象生徒に対しては、保護者との話し合いを通じて個別相談を実施し、留年や退学を防止するための対応策を検討・提案している。また、必要に応じて補習授業や生活指導を行い、学習・生活の両面から支援している。 一方、退学を希望する生徒に対しては、無理に引き留めることはせず、生徒本人の意思を尊重しながら、進路選択を含めた相談・支援を行っている。	2
		③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、生徒の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。	定期健康診断や防災訓練を計画的に実施するとともに、感染症流行期には校内の衛生管理や換気指導を行っている。また、一般教養の授業を活用し、臨床心理士による講演会を実施するなど、生徒の心身の健康に関する啓発にも取り組んでいる。臨床心理士によるカウンセリングについては予約制で利用できる体制を整えている。一方で、スクールカウンセラーや養護教諭が常時勤務していないことから、メンタル面での相談体制や、事故・怪我が発生した際の迅速な救護体制については、さらなる整備・充実が必要である。	2
		④生徒の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	国の「私立高等学校等就学支援金」や東京都の「私立高等学校等授業料軽減助成金」、都以外の関東近県より案内があった奨学金制度については新入学ガイダンスや学内のメールシステムを用いて各家庭に周知し、手続きの取り纏めを事務局にて実施している。また、経済的理由により学納金の納付等で保護者より相談があった場合には状況をヒアリングし、書面での届出をしてもらった上で必要に応じて分納等にて対応している。	2
		⑤生徒のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	ここ数年は卒業後に就職を希望する生徒がいないが、就職に関する情報の掲示に努めた。更に、働くことの意義、税・社会保障の負担や過労死などの問題を、一般教養講座を通じて多角的に将来の仕事について考える機会を設けるように努めた。	2
Ⅳ．教育実施組織・教員	①教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。	「専修学校設置基準」第42条1号から5号の各号などを基本としつつ、本校の教育課程と生徒のニーズにあった授業ができる基幹教員（専任職員）及び非常勤講師の採用と契約を行っている。専門科目の非常勤講師は、ある程度柔軟な採用を可能としつつ授業の質をより高いものとして保証できるよう注意している。	2
		②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	教員の常勤・非常勤及び授業時数等は、行政からの各種学事調査回答にも用いるためデータとして纏め把握に努めている。教員の専門性については教務主導の採用面接や、採用時の履歴書及び教員資格に関わる書類（卒業証明書及び教員免許状写し等）の事務局への提出により把握している。あわせて本校の専門科目の講師はエンターテインメント分野で多様に活動する者が多いため、その専門性や教授力の正確な把握・評価のために活動実績・経歴書なども提出させている。	2
	②教員の組織編成等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	校務分掌を作成し、分掌に沿った運営をしてゆけるように業務の引継ぎや連携を行っている。	2
		②教員間で連携、協力体制を構築していること。	用務の分担や繁忙期のケアなど行っており、穴が開きにくい運営を行っている。今後は校務分掌に沿った専門的業務を共有する時間を捻出し、新入職員でも参入しやすい連携・協力体制をより深めたい。	2
	③教員の資質向上	学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(FacultyDevelopment)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	東京都専修学校各種学校協会や私学財団のが主催する研修には然るべき教員が参加している。 他、東京都中学校高等専修学校進路指導協議会が主催する夏季研究協議会に参加。中学校進路指導研究会の研究発表にも参加している。	2

Ⅴ．教育環境	①教育環境の整備	①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。	施設・設備、機械器具等は概ね備えられているが、経年劣化等による不具合や生徒数の増加に加え、カリキュラム改革により多様化する生徒のニーズに十分対応しているとはいえない。教務組織が主導し、可能な範囲で講師からも意見等を聴取し、効率的な予算計画を策定して教育環境の拡充を図り、授業の充実と生徒数確保に繋げることができるように取り組む必要がある。	2
		②生徒の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、生徒の休憩、食事のためのスペースを確保していること。	放課後の実技系科目の練習スペースに加え、外部スポーツジムの利用契約を行い生徒のニーズに応えているが、座学のスペースは確保できていない。食事のスペースは、前年度より一部教室を開放し、最小限の確保を行っている。	2
		③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて生徒が閲覧できるようにしていること。	保健室と図書室を１室に配置しているが、蔵書管理が徹底されておらず、生徒の利用も殆どされていない。近隣の都立図書館に、年度初めのオリエンテーションの一つとして利用方法の説明を受けに訪問している。校内スペースの関係で蔵書を増やすことも困難なので、生徒の利用状況やニーズを調査し、図書借用だけでなく、自習スペースも含め、施設が充実している都立図書館に働き掛けて、本校生徒の有効利用の検討を進めたい。	1
	②安全対策、防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	4月の授業開講前に避難訓練を実施している。また、「災害マニュアル」を生徒用、教職員・講師用と作成し、生徒・保護者への配布や教職員への周知、各教室への常備を行っている。ただし、内容の見直しや詳細について検討の余地があり、課題も多くあるといえる。	1
		②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	消防計画はあるが、そこに定める火災や防災に関する組織体制は現在の組織体制と一致していない部分がある。よって、適切な対応ができるよう、現在の組織体制に合わせて大幅に修正・改訂を行う必要がある。	1
	③施設・設備等の点検、改善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。	各種法令に基づく施設・設備の定期点検・検査等は授業等教育活動への支障とならないよう年間行事と調整し適切に実施している。 また、点検・検査等の結果報告で指摘等ある場合は、予算計画外であっても放置せず、できるだけ迅速に補修等の対応している。	2
		②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。	2004年4月から現校舎で教育活動を行い20年を越え、施設・設備ともに経年劣化等により、多くの設備更新・改修などが必要となってきている。ここ数年間は水害対策として、屋上防水、外壁塗装等を3年計画で進めており、2026年度予算が確保できたため計画通り完了できる見通しである。ただし、今後も規模の大小を問わず、更に多くの重要事案（LED及び空調機器の更新など）を抱えている。そのため、法人本部と協働して施設設備に関する中長期計画を策定し、教育活動に支障を招かないように継続して努めなければならない。	2
Ⅵ．教育活動の基盤と改善・向上の取組	①中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	品格の教育・感動の教育・変革の教育という3つの運営理念のもと、生徒の多様なニーズに応えるべくカリキュラムの策定と学校運営に努め、我が国のエンターテイメント業界を支える人材を輩出すべく今後の中長期的計画の立案を進めてゆく。	2
		②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること	ここ数年入学生徒数は増加傾向となり入学金及び学納金収入等は増加傾向にある。しかし本校以外の系列校も含めた設置法人全体としての財務基盤としてはいまだ不安定な状況である。また現状の財務状況もあり、第2号基本金による積み立ては実施していない。現校舎が建築後20年経過していることもあり、校舎の各施設設備等に故障が生じ始めているため、教育活動に影響が無いようにその修繕・改修または更新を行うためにも、それに備えた中長期計画に基き円滑に執行できるよう、財務基盤の確立は重要な課題と言える。	1
	②学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む）	教務部や生徒部など、教職員の分掌を定めた上、各部に主幹・主任をおき責任を明確化し、これに則り組織の運営を行っている。	2
	③学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。	学校関係者評価委員会が本校にはないため実施されていない。	1
		②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	学校関係者評価委員会が本校にはないため実施されていない。	1
		③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	学校関係者評価委員会が本校にはないため実施されていない。	1
	④社会からの理解と情報の公開	①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	本校の教育活動については学校案内パンフレットや学校ホームページ(https://ngk.nichigei.ac.jp/)において公開しており、学校運営等状況については上記ホームページの「情報公開」(https://ngk.nichigei.ac.jp/topic/#information)に公表している。	3
		②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。	前年と同様に8月に「真夏の芸能オーディション」を開催した。芸能プロダクション・事務所に対して案内の上、オーディションを実施した。百社を超える参加（オンラインも含む）があり、本校の生徒が日々の学習で身に着けた専門的な職業知識・技術を知ってもらえる機会となった。これにより、本校の教育目標である「エンターテインメント業界に要望されるプロフェッショナルの養成」について、エンターテインメント業界の方々に理解を得てもらう一つの機会とすることができた。	3